

平成 2 0 年 第 7 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第7回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年7月8日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長(教育政策・学校管理担当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学校教育・人権教育担当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教職員・教育センター担当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	
(幼稚園担当)	津 田 善 寿 君
子 ど も 部 専 任 参 事	
(債権担当)	荒 木 啓 雄 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 川 衛 子 君
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	
(生涯学習事業担当)	大 浜 訓 子 君
中 央 図 書 館 長	江 口 寛 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教育政策課担当主査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 3 箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件
- 日程第 5 平成21年度(2009年度)使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 7 平成20年第6回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 8 教育長職務代理者の報告

(午後2時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第7回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第42号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(稲野公一君) : 本件は、昨年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が去る4月1日から施行され、同法第26条第2項で教育長に委任できない事項が明確化されたことに伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。その内容は、教育委員会の任免に係る職員の任免を、これまで課長と同等以上の職員に限定していましたが、すべての職員に改めるとも

に、教育委員会の活動の点検及び評価に関することを追加するものです。  
委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第42号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第43号「箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱制定の件」及び、日程第4、議案第44号「箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件」は関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することとします。

議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：議案第43号については、昨年6月に改正され、去る4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するため、本要綱の制定を提案するものです。また、議案第44号については、先ほどの議案第42号及び議案第43号で説明した、教育委員会活動の評価をいただく委員を委嘱するため、提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：前回にも質問しましたが、これが設けられた趣旨が何かということを経験的に考えると、教育委員会の事務局はよくやっています。どこもそうだと思うのですが。問題は、教育委員会委員が何をしているのか、形骸化しているのではないかという批判が前からあり、その一つの表れが、このようなことになっているのではないかと思います。議案第42号で教育長に委任できない事務として、一般の職員の任免に関する事務も教育委員会で行うということですが、それは、教育委員会の委員が行うべき仕事をもう少ししっかり行いなさいという意図を感じます。この点検及び評価については、まだ始まったばかりで、これからの工夫になると思うのですが、教育委員会委員の仕事について、単に「定例会を何回行った」ではなく、量的、質的なものを示していかなければ、具合が悪いのではないかと思います。

ます。その点はやはり、今後留意しながら、点検及び評価を行わなければならないと思います。教育委員会委員の仕事の評価するよう以前からいわれてきました。私が危惧するところは、以前から批判もあったので、今後の留意すべき点として、考えていかなければならないのではないかと、事務局に聞くのではなく、自分なりに思っている留意点としてお話ししました。

教育政策課長（稲野公一君）： 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、戦後60年ぶりに改正された教育基本法の大幅な改正を受け、国として教育に責任を果たす、また一方で、地方教育行政についても、体制の充実や地方分権の流れにも対応するために、大幅な改正がなされました。本市教育委員会委員は、しっかり行っていただいている自治体があると指摘されています。また、国が危惧されているのは、いじめ・不登校が非常に社会問題化されて、保護者の信頼も失っていることに、教育委員会によっては、十分な、迅速な対応ができていない実態を踏まえて、地方分権の中で、今まで以上に地方教育行政運営がしっかりなされるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨として大きく5点ありますが、その一番の目玉が、教育委員会の責任体制の明確化、その中に教育委員会活動を外部の学識経験者の知見を活用して、自ら点検及び評価を行い、議会や市民に公表するようになっています。先ほど説明した趣旨が、根本にあります。従来は、教育委員会に委任できない事項も法律には、明記されていませんでした。今回は、人事や基本方針、点検及び評価、予算などに関して市長等に対する意見の申し出についても、自ら管理執行すると明記されました。このあたりが、今回の市町村の教育委員会の事務に大きく影響を与えている、あるいは、対応しなければならない事項と考えています。

委員長（小川修一君）： 白石委員がご指摘されたことに、私は同感です。今回このような法律改正があったこと自体、これまでの教育委員会のあり方、教育委員会委員の姿勢を問いただすものですので、率直にこれを受け止め、正すべきを正し、足りなかったところは補っていくような姿勢は大事だと思っています。ただ、一方的にこのようなことを受け入れるのはやや抵抗があります。それは、任務について、これは、委員みなそうだと思いますが、これまでも前向きに取り組んできた自負は持っていますが、謙虚さと誇りを合わせて取り組まなければならないと思っています。

委員（坂口一美君）： 今回の点検及び評価については、従来は教育委

員会の定める計画や今まで行ってきた事業に対する進捗状況について自己点検をするものが、今回の趣旨だと思っています。ですから、教育委員会委員自身の評価ということより、教育委員会が行ってきた施策がどのように反映されているかという評価だと私は捉えていますし、そのような報告書をあげているところが、今までも多かったと思っています。しかし、それに加えて、小川委員長や白石委員がおっしゃったような部分も箕面市は、入れていく姿勢も大事かと思っています。

委員長（小川修一君）： この法改正の趣旨については、素直に受け止めることについては、我々委員全員の共通するところだと思います。事前にこの件について、意見交換したのではありませんが、白石委員が指摘されたことを考えると、坂口委員がおっしゃったことも、私が述べたことも、意は同一だと思いますし、今後、事務局にもいろいろとお願いすることもありますし、また、事務局の考えを聞きながら、教育全般について、深く吟味し、考えて実行に移せるような方法を真摯に考えなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

委員（坂口一美君）： この要綱ですが、評価委員の謝金や実費弁償についての記載がないのですが、よいのですか。その点について、明確に記載されている要綱が多かったかと思うのですが。また、市議会への報告にかかる意見書は誰が作るかなどについても明記されていません。それに、点検及び評価の具体的な項目については、すでに決定されているのか。今まで教育委員会としてどのように点検及び評価を行ってきたのか、併せて説明してください。

教育政策課長（稲野公一君）： この点検及び評価についての要綱が公に出ているのは大阪府で、各市ともどのような状況かと意見交換している状況です。本市は、作業を進めていくため、この要綱や評価委員について提案させていただきました。1点目のご指摘の評価委員への謝金や実費弁償についてですが、研修などの講師に任意に支払う報償金とする場合と、社会教育委員や奨学金選考委員などのように非常勤職員の位置付けで非常勤職員報酬を支給する場合があります。他市では、報償金としての支払いと非常勤職員報酬としての支払いは、半々ぐらいと聞いています。本市では、教育委員会の活動を評価する委員ですので、教育委員会の一つの役職と位置付けて、教育委員会会議で議決をいただいて委嘱する委員としたいと考えましたので、任期を定めた非常勤職員として委嘱し、非常勤職員報酬としてお支払いします。これにより、箕面市報酬及び費用弁償条例や箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程に報酬の金額を謳い

ます。先ほど申しました、社会教育委員や教育委員会委員の報酬についてもこの規程に謳われています。この規程は、市長事務部局の規程になりますので、改正の手続きを依頼しています。ですから、ここに評価委員への謝金や費用弁償が規定されることになります。よって、この要綱は、点検及び評価の方法や委員の任期などについてのみ規定するものとして提案しています。2点目の意見書は誰が作成するかですが、前回ご説明しましたが、評価委員会のように合議体として評価に取り組む方法もあれば、評価委員として活動を評価した結果を意見としていただく方法の両方があると思います。これは、後者の方が多いようです。本市は2名にお願いしますし、評価いただいた結果を意見としてまとめていただき、それを事務局が作った活動報告書と合わせたものを前年度の教育委員会活動評価報告書として、市議会に提出したいと思っています。今の活動を教育委員会委員にも見ていただきながら、事務局自ら点検した結果をまとめて、評価委員に点検及び評価いただき、その評価委員の意見として意見書をいただくことを考えています。それほどボリュームにはならないと思います。連名か、それぞれにいただくかは、評価委員を委嘱した後に相談させていただきます。3点目の評価項目が要綱に記載されていないこと、また、4点目の今までの評価についてですが、毎年度作成する教育実施方針に学校教育活動、子ども施策、生涯学習活動の大きく3つのジャンルでそれぞれの施策についてその年度に取り組む基本方針をまとめており、学校や各施設にも配布しています。その方針について、その活動はどうだったのかを前年度の活動評価としてまとめて、評価委員の意見をいただくことを考えています。年度によって、変わることもあると思いますので、教育委員会の今の施策で体系化しているものを基本にしたいと考えています。今までの評価については、市議会に提出することはありませんでしたが、箕面市教育の概要を発行しています。これは、議会報告や今回の点検及び評価の資料としては、非常にボリュームがありますので、参考資料の位置付けに変えます。市としては、行政評価制度があり、予算の執行状況が中心となりますが、どれだけの活動をして、どれだけの効果があったのかは、行政評価の中で市全体として報告しています。そのようなこともあって、今までも活動の評価はありましたが、今回は法律の改正を受けての教育委員会の活動の評価として、この要綱に従って新たに取り組んでいくものと考えています。

委員（坂口一美君）： 客観的に、教育委員会が行ってきた施策を外部

評価として行うのに、教育委員会の一つの委員として位置付けるのは納得しかねるのですが。今の説明では教育委員会の中に位置付けるということでしたが、外部評価すると考えると少し違うと思うのですが。

教育政策課長（稲野公一君）：市全体の財務全般にわたる外部評価もありますし、箕面市全体の行政評価はまずは職員が行いますが、行政評価と行政改革と併せて市全体の委員会があり、効果や効率の面で評価されています。これも市の委員として委嘱しています。今回は、教育委員会の財務を直接評価することはありませんが、教育委員会の活動すべてに亘って、職員に委任したものも含めて、まずは、自ら点検及び評価を行うとともに、評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることが今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の内容ですので、先ほど申し上げたとおり、前年度の活動の状況を整理し、自ら点検及び評価をした後に、外部の、教育委員会の中の者でない、あるいは学識経験をお持ちの方に評価いただき、冊子にまとめて議会に報告、市民に公表を行うように進めていきたいと考えています。

教育次長（重松剛君）：坂口委員のご指摘は、形態的なものについてだと思っておりますが、外部評価なので、教育委員会内部ではなく、外部の方をお願いしなければならないのですが、箕面市長が評価委員を選定し、教育委員会の評価をお願いすることにはなりません。箕面市が自らの評価を外部委員をお願いする場合でも、箕面市長が委嘱もしくは任命します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づいて、教育委員会の活動を評価いただくので、教育委員会が委嘱します。外部知見を得るという意味合いにおいては、当然ノウハウを持って評価していただきますが、報酬の支払いや任命が教育委員会であることはおかしくないと思います。また、社会教育委員や公民館運営審議会委員などの報酬がいくらであるかについては、箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程が市全体のものとしてありますので、これに規定することになっています。これに月額報酬や日額報酬の範囲が規定されていますので、この枠内で各審議会の委員などを規定しています。要綱設置の委員についての報酬を規定することは、あまりないのですが、今回の評価委員については、法に規定されたものですので、箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範囲及び報酬等に関する規程に入れてもらうために規程改定の依頼を市長事務局に依頼しています。

委員（坂口一美君）：箕面市専門委員及びその他の非常勤の職員の範

困及び報酬等に関する規程に入れなくても要綱に入れたらいいと思うのですが。

教育次長（重松剛君）： 先日ご審議いただいた箕面市男女協働参画推進条例にも男女協働参画審議会を設置するとありました。この条例の中では報酬額を謳わずに、附則で箕面市報酬及び費用弁償条例に男女協働参画審議会委員の報酬額を謳っています。箕面市の条例のスタイルとしては、附則で規定し、条例本体では謳わないこととなっています。これに合わせているので、今回も要綱で謳うならば附則で謳いますが、要綱と規程ではレベルが違いますので、ここでは謳いませんが、報酬は分けて一括管理することとなっています。

委員長（小川修一君）： 他にはないようですので、議案第43号及び議案第44号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第5、議案第45号「平成21年度（2009年度）使用箕面市立小学校用及び中学校用教科用図書採択の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

学校教育課長（若狭周二君）： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定により、平成21年度使用小学校用及び中学校用教科用図書に関して、採択を行うため提案するものです。小学校用教科用図書については、平成20年6月23日に教育委員会委員長より箕面市教育委員会が行う平成21年度（2009年度）使用の小学校用教科用図書の採択に関し、教科用図書の調査及び研究を行うことについて、ご審議をお願いする旨の諮問をいただきました。この諮問を受け、箕面市立学校用教科用図書選定委員会を6月23日に開会した結果、小学校用の平成20年度使用教科用図書採択替えのための新たな検定申請が文部科学省になされなかったことから、平成16年度の調査研究結果を活用し、平成16年度に採択したものと同一の教科書を採択することを箕面市立学校用教科用図書選定委員会より答申をいただきました。中学校用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定により、平成20年度と同一の教科用図書を採択するため提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：教科書は4年ごとに採択を見直すこととなっていますが、学習指導要領がバックにあるのですが、学習指導要領は通常であれば、9年から10年ごとに変わりますが、今回は改訂が遅れて、この3月に告示がありましたね。

学校教育課長（若狭周二君）：新学習指導要領は、平成20年3月28日に告示されました。小学校では平成21年度に移行期間に入り、平成23年度に完全実施となりますので、小学校用教科書の採択替えは平成22年度になります。中学校については同じく平成21年度に移行期間に入り、平成24年度に完全実施となりますので、平成23年度に中学校用教科書の採択替えが行われます。

委員（白石裕君）：学習指導要領が基本になって教科書はできているので、4年ごとの採択ですが、教える立場、教えられる立場にしても基本的には同じような程度の内容の教科書が望ましいと思うのです。いろいろと作られています、議事録を拝見しましたが、ほとんどレベルの高さや要点は変わらない。ですから、連続性を考えるとやはり以前に使用していたものがベースになるかと思います。今回もそうですが、結構長い間、学習指導要領が改訂されないと、その間に文部科学省のいろいろな方針も変わっていくことがあり、発展的学習がいいなどいろいろと出てきます。今回の採択される教科書については、あと数年の間のことですが、そのあたりを考慮した内容となっていると理解してよろしいですね。

学校教育課長（若狭周二君）：ご指摘のとおりです。時代を反映しているものとなっていると思います。

委員（白石裕君）：関連として、教科書は大人が読むとエッセンスがかかれていますとよくわかりますが、日本の教科書は薄いのです。エッセンスが書いてある分だけ子どもがあれを読んでわかるのか、特に社会科などですね。教科書も大事ですが、教科書をおもしろいものとして、背景にある大事な点を押さえて子どもたちに興味を持ってもらおうと思ったら、やはり、学校側の指導の工夫がかなり大変なのではないでしょうか。教科書はエッセンスが書いてあって素晴らしいが、それ以上ではない。子どもは読んでいて、おそらく何も楽しくない、わからないと思うのです。教科書も大事ですが、副教材なども考慮して教科書を採択する必要があるのではないかと思うのですが。

学校教育課長（若狭周二君）：「教科書を」教えるのではなく、「教

科書で」教える前提ですので、教科書のエッセンスをいかに膨らませるかということについては、副教材も含めて、自主教材など様々な学校で工夫されています。また、一番大切なことは、子どもたちに教える指導方法の工夫です。そのためには、少人数指導や習熟度別指導を活用するなど様々な工夫を府全体でも行っていますが、箕面市独自でも進めていますので、先生方の教科指導等の工夫のために、教育センターの夏の研修や学校の中での校内研修を利用するなどしていただくとともに、子どもたちには、「教科書で」教えることを基本にしたいと考えています。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第45号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第27号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）：本件は、病気療養中の3名の職員に関し、地方公務員法第28条第2項第1号の規定による分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第27号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第7、報告第28号「平成20年第6回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めま

す。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る6月10日に開催されました平成20年第6回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第28号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第8、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長（重松剛君）： （議案書47頁により報告）

第1回教職員人事対策連絡協議会、第1回豊能地区人事協議会について  
来年度に向けた管理職、校長、教頭、指導主事等の推薦についての話  
が中心でした。

第1回豊能地区教育長協議会について  
意見交換がありました。

平成20年第2回箕面市議会定例会について

一般質問は生涯学習部に関して、公共施設予約システム、12館ネット  
についての質問がありました。

また、以前市長から教育委員会に対して意見聴取があった箕面市男女  
協働参画推進条例について、2月議会で閉会中の継続審査となり、6月  
議会が終わった段階でも閉会中の継続審査となっています。条例につ  
いては、現在、中途の状況ですが、仮にこのままで現在の議員の8月末  
の任期満了になった場合は、この条例は自動的に廃案になることとな  
ります。

教育推進部の行事について

16日の第1回（仮称）彩都地区小中一貫校検討チーム・ワーキング  
グループ合同会議は、平成23年4月の開校に向けた彩都地区の小中  
一貫校の設計について検討会議を始めました。26日は、平成20年  
度箕面市学校給食会理事会がありました。近隣市が給食費の値上げを  
しているところですが、箕面市としては精一杯がんばって現状のまま  
でいきたいという希望は説明しましたが、主食の値段があがっている  
ことでもありますので、もし値上げをする場合は、理事会に諮って協議

したいと説明しました。

子ども部の行事について

28日は箕面保育所民営化説明会がありました。瀬川保育所、桜保育所と民営化を進めましたが、箕面保育所についても3つ目の民営化を進めることを決めて、保護者会や議会に説明しましたが、平成26年度以降になることを言明しました。

生涯学習部の行事について

市民大学が開講し、11日、18日、26日にそれぞれ3学部が始まりました。また、8月23日にスカイアリーナで小学生100人を募集して、日本相撲協会から指導いただき、少年相撲教室があります。この募集を現在行っています。

その他について

箕面市出身の廣田遥選手がアテネオリンピックに続き、北京オリンピックにも出場されます。また、バレーボールのサントリーサンバーズの2人の選手が箕面市在住です。この3人について、激励金を各10万円、箕面市青少年健全育成基金に基づき、お渡しします。一般的には1回のみのみ決まりですが、やはりオリンピックに連続して出場されることは、大きな努力ですし、青少年に夢と希望を与えるとして、2回目であっても対象にすると激励金の要綱を改正し、市長が交付することとなっていることを報告します。

委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員（白石裕君）： 教育推進部の行事報告に10年経験者研修とありますが、これはどのようなことを行うのですか。

教育センター所長（加賀康弘君）： 教育センターでは、教職経験に応じて、初任者研修、2年経験者研修、6年経験者研修、10年経験者研修、30年経験者研修とライフステージに応じた研修を行っています。この10年経験者研修は、中堅教員に当たりますので、さらに研修を深めていただくとともに、若手教員、5年目未満の教員のリーダーになっていただくような研修を行っています。当日は、初任者研修と同時に開催しましたので、資料の人数となっています。学校の都合で欠席がありますが、本年度10年研修の対象者は、小学校4名、中学校1名となっています。

委員長（小川修一君）： 受講者がしっかりと研修内容を身につけて、学校に帰ってそれを普遍していただくことが研修の「いろは」の「い」だと思いますので、その点も教育センターで重々申しつけてほしいと

思います。もちろん、管理職が研修を受けて校内で広める方法を考えてもらわないといけないのですが。研修は単なる形式ではなく、身のある成果を期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、各委員から教育行政にかかるとして何かありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案4件、報告2件は、全て議了しました。

委員長（小川修一君）：本日は、学校教育の課題として、叫ばれて久しいのですが、子どもたちが学校に登校して、本来の勉学に励むことが正常なのでしょうが、いろいろな理由で、どうしても学校に行きづらい、いわゆる不登校はなくてはなりません。子どもたちにとっては、大変なことだと思いますし、勉強する場から逃避する、そのような場を本人の意志なく、阻害されることも場合によってはあります。不登校を無くすことが、教育に携わる者の使命とも考えられると思います。不登校の未然防止、また、陥ったときに、どうすれば学校に登校するのかについて対応しなければならないと思います。そこで、不登校対策を中心に、現実はどうなっているのか、また、対応について、意見交換したいと思います。この件について、事務局で対応しているようなことを説明してください。

学校教育課長（若狭周二君）：不登校の未然防止には2つの観点があります。1点目は、子どもたちが不登校に陥らないために、学校における子どもたちの居場所を的確に作る。そのためには、子どもたちにとってわかる授業を作る。特別活動を含めた子どもを主体とした活動の充実を図ることです。2点目は、不登校に陥った場合には早期対応します。そのためには、小さなサインを見逃さずに学校として、担任一人で対応するのではなく、チームとして対応します。

委員長（小川修一君）：対応のあり方としては、チーム力を一つの手がかりにする考えですね。では、本市における現状はどうなっているのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：平成13年度がピークで、小学校25名、中学校108名の合計133名でしたが、平成19年度には小学校18名、中学校48名、合計66名になりました。平成13年度のピーク時から比較すると、昨年度は半減しています。

委員（白石裕君）：不登校は重大な問題ですね。全国で14万人近い

と文部科学省のデータで出ていますが、実態は、おそらくこれですまない、その周辺にいる子どもたちがいるのではないかと思うのです。これがいろいろな問題にならないように取り組まなければならないと思います。今の説明ですと、中学生に不登校が多いことについては、どう考えたらいいのでしょうか。

学校教育課長（若狭周二君）：確かに14万人、箕面市民全体が不登校の状況であるということが、全国の状況です。ご指摘については、いわゆる「中一ギャップ」、「中一プロブレム」という言葉があります。小学校6年生から中学校1年生になる段階で、学校文化の違いに子どもが遭遇して、対応しきれない状態をいうのですが、本市においても、小学校から中学校における学校文化の違いや学習環境の変化から来る様々な不適應が不登校の要因になっていることもあります。とりわけ、中学校1年生になりますと、学級担任制から教科担任制に変わるなどの、学習体制の変換がありますので、この点から中学校1年生の段階で不登校が増大します。と同時に、小学校の時に2日や3日休んだ経験がある、いわゆる不登校になるような子どもたちが中学校になって、いきなり不登校の様相を呈する。この原因は、思春期という子どもの成長過程における心理的動揺が多分にあると思います。これは主因ではありませんが、子どもの心が動揺を受け、学校に行きづらい状態があるかとは思いますが、そのような意味で、本市では、中学校において小学校から3倍に増えている実態があります。

委員（白石裕君）：不登校は昔の学校ではあまり考えられなかったことが、今の時代になると難しい状況にあると思います。そのような中で、大阪府は平成13年度に対し、平成18年度は20%ほど減少していますが、箕面市では、同じ5年間で半減しています。これは、大事なことだとは思いますが、半減した対策としてどのような取り組みをされたのですか。

学校教育課長（若狭周二君）：不登校の未然防止は小学校から始めます。不登校の未然防止に向けた9年間一貫の取組を行います。小中一貫教育を行っていますが、小中一貫教育の観点から、不登校の未然防止を見直してみようということです。また、系統性・継続性のある取組で子どもや保護者にとって安心と期待を持たせるような取組を行っていきたいと考えています。また、中学校では、思春期の子どもに対応するので、小学校以上に多面的な取組をしながら、子ども一人ひとりの居場所を作っていこうと考えています。また、担任で抱え込むことからチーム支援に方向転換しつつあります。子ども一人をどのよう

な形で支援できるのかを中心に進めています。具体には大きく6つ、本市独自の取組がありますので、説明します。1点目、市単独予算で、小学校に5名のスクールカウンセラーを学校規模により月1回から2回程度配置しています。これにより、小学校におけるスクールカウンセラーの先生と子どもたちや保護者とのつながりができ、未然防止あるいは、陥った場合でも早急に回復することができると思います。2点目は、生徒指導担当者授業支援員を本市独自で配置していますが、小学校と中学校10校分の配置となっています。これにより生徒指導の先生が生徒指導に専念できます。生徒指導の先生の授業の補助をすることで配置していますが、非常に効果があります。国から1名分補助されていますので、11校分配置しています。3点目は、適応指導教室「フレンズ」に専任の教員を配置し、また、有償ボランティア2名を含めて、学校と家庭との連携を図っています。そこに行きながら再登校を促すこととなります。4点目は、教育センターに教育相談室がありますので、そこでの相談の充実があります。5点目は、市の不登校担当者連絡会を中学校区単位で学期に1回行っています。小中連携した会議を開催することで進めています。6点目は、不登校担当の指導主事による学校訪問を最低、学期に1回は実施しています。

委員（白石裕君）：市の取組として、かなり多様な取組を行っていますが、6つの取組のうち、どれが利用されているのか、統計的にどれが最も有効な機能をしているのか。また、学校での具体的な取組についてお伺いしたい。

学校教育課長（若狭周二君）：6つの取組でどれが一番有効かということについては、ケースバイケースでして、どれも一番です。子どもの状態に応じて対応しますので、どれも有効に活用されていると思います。統計的には現在持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。学校においては、もっときめ細かな対応していただいております。子どもたちが3日連続で休んだら、さっそく、先生が家庭訪問を行い、学校での配布物を手渡しするとともに、学校の様子を伝えながら、学校に来やすい状況を作ります。本人や保護者と直接話をするすることで子どもの現状を把握します。1日休んでも家庭訪問をする学校もありますが、3日は不登校に陥るスタートラインですので、きめ細かく行っていただいております。また、体調不良などの理由で欠席する子どもも多々います。これは、不登校のサインだとの認識で、このサインをつかみながら、適切な対応をすることに各学校、各教職員で努めています。早期対応を見逃さないということです。とりわけ、小学校から中学校

の段階で増えているので、中学校1年生での不登校を防ぐために、小学校時代の子どもの欠席状況や学校での対応を中学校と丁寧に引き継ぐことを、従来から特に行っています。小学校時代の子どもの様子を中学校にきちんと伝えます。そのような意味でも、中学校区不登校連絡会議は有効であるとわかりました。また、日常的に子どもの様子を交流することで、小学校、中学校、お互いの先生方の信頼ができ、同時に小学校から中学校にどのような受け入れ体制がベストかということを共同で取り組むことができます。

委員（坂口一美君）： 今の説明を聞きますとかなり丁寧な対応をいただいていること、また、現場の先生方は大変な苦勞をされながら対応されていることがわかりました。今後ともお願いしたいと同時に、家庭では、送り出す側の保護者の対応が考えさせられるところがありました。さて、子どもたちにとって、学校が楽しい、自分の居場所がある、友達に会えるなどの「学校に行きたい」と思える学校づくりが大切であろうかと思いますが、その観点から、子どもが不登校にならないために学年や学級で、どのような取組をされていますか。

学校教育課長（若狭周二君）： ご指摘のように、子どもたちが「明日も学校に行きたい」ということが本市の学校づくりの基本です。そのためには、学級の仲間づくり・集団づくりが基本であると考えています。昨今の子どもの様子を見ますと、人間関係が希薄であり、以前なら自然に身につけていた社会生活や人間関係作りのスキルを子どもに学ばせる必要がありますので、昨年度は、大阪府のこどもエンパワメント支援事業を活用して、子ども自身の自尊感情やコミュニケーション能力を高め、子どもの持っている力をエンパワーする取組を各学校で進めていただきました。また、勉強がわかりにくかったら学校に行かなくなりますので、特に、学習指導の充実に力を入れています。少人数指導や習熟度別指導などの推進はもとより、先生方の指導の創意工夫、様々な教材の提供などで一人ひとりが主人公という授業づくりを推進しているところです。また、一番大事な点は、子どもの立場に立った教育相談の充実を、日々の教育活動、養護教諭も含めて推進しています。また、子どもの相談週間を各学校で学期ごとに設定していますので、その充実を図りたいと思います。人間関係づくり、学力づくり、相談できる環境づくりの3点について、各学校、学年、学級で取り組んでいただいているところです。

委員（坂口一美君）： 未然防止としては、説明いただきましたが、それでも、子どもが不登校になってしまった場合、早期解決のために、

子どもに対して、また家庭に対して、どんな対策を行っていますか。

学校教育課長（若狭周二君）： 不登校に陥った場合ですが、早期解決のポイントは担任のみの対応だけでなく、チーム対応、組織対応していただきます。これは、子どもに対しても、保護者に対しても同様です。一人の先生で抱え込まずに、チーム支援とケース会議が重要な役割と思っています。子ども、家庭等、不登校の原因は複雑に絡まっている場合も多々あります。勉強が分からないケース、友達にいじめられたケース、先生に叱られたケースなど、学校での出来事が引き金となる事案もあります。同時に、家庭環境が与える影響も非常に大きいのです。そのような原因がありますので、担任一人が抱え込むのでは事態は好転しませんので、チームで対応、支援することで早期解決を図りたいと考えています。

委員（坂口一美君）： チーム支援やケース会議とは、具体的にはどのような支援なのですか。

学校教育課長（若狭周二君）： チーム支援については、担任や副担任が、ある子どもが不登校の状態にあると把握したら、管理職あるいは、不登校対応のコーディネーターにあたる生徒指導担当者に報告し、管理職や養護教諭、不登校対応の生徒指導担当者を含めて、校内対策会議を持ちます。そこで具体的にその子どもや家庭に対する支援の方法を考え、役割分担をします。どこかできつく言えば、どこかで受容するなどの役割分担をチーム支援の中で考えていこうと思っています。また、子どもの状態だけでなく、子どもを取り巻く環境、家庭環境だけでなく、社会環境、地域環境もあります。そのような原因を見立てることと、解決に向けた目標設定と具体的な手だてを考えることも大切なことなので、この見立てや手だてを効果的に行うためにケース会議を開催します。チーム支援は複数で支援し、ケース会議は様々な人材が集まって、どのような支援をしていくかを考えていくものです。

委員長（小川修一君）： 子どもたちが学校に通うことが当然のことなのですが、これに至ることができない子どもたちやそのような要素を持った子どもたちがいることを前提に、学校としてはいろいろな対策を立てていることがわかります。このことも踏まえて、今後、このような取組をさらに充実させるためには、どのような課題があると思われますか。

学校教育課長（若狭周二君）： 不登校の未然防止については、今後さらなる充実について、2点あります。1点目は、スクールカウンセラーでは抱えきれない課題が出てきています。社会環境や家庭環境があ

りますので、今後は、スクールソーシャルワーカー（SSW）の役割を充実したいと思っています。平成17年度から3年間、府の派遣事業でスクールソーシャルワーカーを活用しましたが、今年度から国の事業として活用しています。これは、社会福祉士の資格を持つ方ですが、ケース会議のコーディネーターとして非常にうまくいっていることですので、今後継続的にスクールソーシャルワーカーを活用していきたいと思います。国の事業の活用ではなく、市独自の事業として活用できたらいいと考えています。2点目は、市の単独予算で生徒指導担当者授業支援員が19校中5割強に配置されていますが、できれば全校配置していただきながら、不登校未然防止にがんばっていききたいと思います。生徒指導担当者授業支援員の配置により、生徒指導が組織的にできているという利点があります。子ども一人ひとりに非常にきめ細かい、子どもに寄り添う生徒指導ができたことなど、大きく2点の利点がありますので、その意味では、生徒指導担当者授業支援員の増員と継続的な配置をお願いしたいと思います。以上の2点については、現場の教職員、管理職からも多くの要望を受けており、事務局としても現場の声をいち早く反映させる意味では、今後とも配慮いただきたいと思います。

委員長(小川修一君)：委員会としても、学校支援を行っていますが、結果として、ピーク時の半減に現れていると思います。それぞれの学校で努力をしていただきながら、時として適切なアドバイスをしていくことも必要かと思います。我々が抱えている方向性として、一貫教育があるのですが、この不登校の問題についても、小学校、中学校との連携が未然に防ぐ大きな方法ではないかと私は思います。単なる学習だけでなく、学校生活全般を考えたときに、連携は非常に重んじられる方法の一つだと思います。その意味では、一貫教育の一つの効用を期待しながら、我々が進めている小中一貫教育の具体的な展開を進めていかなければいけないかと思います。これが、近い将来、彩都地区に小中一貫校を設置しようとしていることにも及んでくると思います。この問題を単なる一つの現象にとらえるのではなく、教育全般の課題解消の一つの礎になることを踏まえながら、近々あるいは、今直ちに捉えなければならぬことではなからうかと感じています。今日は不登校をテーマとして考えてみましたが、これに限らず、教育委員会として、幅広い見方を、実践に生かせる考え方を皆さんとともに考えていきたいと思っています。

委員長(小川修一君)： これをもちまして、平成20年7回箕面市教

育委員会定例会を閉会とします。

(午後 3 時 5 8 分開会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕